

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和3年7月～9月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	2年目職員（文章力向上・プレゼンテーション能力向上）研修業務委託	株式会社話し方教育センター	R3. 7. 1	1,192,360	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度に実施した指名型プロポーザル（4者）の最高評価者で、実施は令和2年度から2年目となる。 初年度は質の高い研修を実施した。 ・受講者から高い評価を受けていた。（満足度 ①文章力向上 R2:4.65/5点満点 ②プレゼンテーション能力向上 R2:4.53/5点満点） 	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話053-457-2088)
2	ロジカルシンキング研修業務委託	株式会社アイ・イーシー	R3. 7. 1	1,349,986	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度に実施した指名型プロポーザル（4者 ※うち1者辞退）の最高評価者で、実施は31年度から3年目となる。継続して質の高い研修を実施している。 ・受講者から高い評価を受けていた。（満足度 R1:4.64/5点満点、R1:4.53/5点満点） 	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話053-457-2088)
3	令和3年度浜松市地図情報システム指定道路台帳閲覧機能追加業務	株式会社インフォマティクス	R3. 9. 24	3,520,000	機能追加先の現在府内で運用している浜松市地図情報システム(GIS)はインフォマティクスの著作物（プログラム）を導入しており、機能追加業務は他の事業者では不可能なため1者特命で指名する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部情報政策課 (電話:053-457-2723)
4	家屋評価計算入力業務	株式会社S B S情報システム	R3. 7. 8	13,180,530	家屋評価計算は評価の均衡上、同一の基準、計算方法によって行う必要がある。浜松市が使用している家屋評価システムは、株式会社S B S情報システムが開発し、当市独自の設定にカスタマイズしたものを同社が管理運用しているものであり、それと完全に同期のとれたシステム環境で家屋評価計算データ入力業務を行うことは他の業者にはできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話: 053-457-2629)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
5	北区固定資産現況調査業務	株式会社ゼンリン	R3. 8. 6	1, 320, 000	本業務の実施に当たり必要とされる下記の要件を全て満たす住宅地図業者で、入札参加資格者名簿（業務委託）に登録をしている業者は1者のみであるため。 ①著作物である地図情報データを著作権者として利用できる。 ②地図作成の調査時に収集し、地図製品には反映していない、ソーラー発電施設用地等課税上必要な情報を有している。 ③他の自治体で同様の業務で実績がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)
6	統合端末 5 台設置対応作業及び運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 7. 1	1, 397, 000	現在設置されている統合端末の構築・保守は日本電気株式会社浜松支店に委託している。当課で保有する統合端末について、増設分を含めセキュリティ上の観点及び事務の効率性から一体化的に管理するが望ましい。現在の統合端末について設置作業及び運用保守を行っている日本電気株式会社浜松支店しか統合端末の一体化的な管理を実施することはできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課戸籍・住基担当 (電話：053-457-2834)
7	コンビニ交付システムゲートウェイサーバ更新業務	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 8. 20	2, 354, 000	コンビニ交付システムは日本電気㈱が同社製のパッケージソフトを使用して構築している。またコンビニ交付システムと連携している住民情報システムも日本電気㈱が同社製のパッケージソフトを使用して構築している。密接な関係にあるシステムの更新は、これらソフトウェアの著作権を有する同社しかできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課戸籍・住基担当 (電話：053-457-2834)
8	東京2020パラリンピック聖火リレー運営業務	株式会社SBSプロモーション 浜松支社	R3. 7. 8	990, 000	採火イベントを実施する浜松科学館は、乃村工藝社・SBSプロモーション共同事業体が指定管理にて事業運営を行っている。同共同事業体構成員である（株）SBSプロモーションは、施設の機能や特性を熟知しており安全に採火イベントを行うことが可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
9	ブラジルオリンピック新体操選手団事前合宿新体操用器具運搬等業務	セノ一株式会社 名古屋支店	R3. 7. 21	1,210,000	本パネル式新体操マットを所有している神戸市から、本器具の運搬設置等は本製品を神戸市に納品し、その取扱を熟知しているセノ一株式会社に委託するよう指示されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話 : 457-2421)
10	遠州灘海浜公園江之島地区風況調査業務	株式会社フジヤマ	R3. 9. 17	2,024,000	現在行っている「遠州灘海浜公園江之島地区整備基本設計業務」に関連する業務であるため。これにより、現行業務との連携も容易となり、基本設計業務への反映も迅速に対応できる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話 : 457-2421)
11	令和3年度浜松市生活困窮者自立支援強化事業委託	社会福祉法人聖隸福祉事業団	R3. 7. 1	5,722,999	契約中の業務に対する追加契約であり、他の業者では対応できない。また、新型コロナウイルスの影響による相談者の増加に対応するものであり、急を要する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話 : 053-457-2032)
12	浜松市新型コロナウイルス感染症患者移送業務	富士タクシー株式会社	R3. 9. 24	13,817,900	本業務は、新型コロナウイルス感染症患者を患者搬送車により移送する業務である。 運転業務委託の登録業者へ業務の実施可能性について電話等で聞き取りしたものの対応可能な業者がなく、浜松市タクシー協会の紹介で業務を受託する意向を示した富士タクシーへの1者特命とするもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話 : 053-453-6178)
13	低濃度P C B廃棄物収集・運搬及び処分業務委託（村櫛幼稚園・北庄内幼稚園）	株式会社太洋サービス	R3. 7. 26	1,002,100	P C B廃棄物の処分については、無害化処理認定施設にて処分する必要がある。本市において、無害化処理認定施設は株式会社太洋サービスの1社のみであるため、株式会社太洋サービスとの随意契約（一者特命）とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話 : 053-457-2117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
14	低濃度P C B廃棄物収集・運搬及び処分業務委託（舞阪幼稚園・雄踏幼稚園）	株式会社太洋サービス	R3. 9. 24	759,000	P C B廃棄物の処分については、無害化処理認定施設にて処分する必要がある。本市において、無害化処理認定施設は株式会社太洋サービスの1社のみであるため、株式会社太洋サービスとの随意契約（一者特命）とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2117)
15	家庭教育推進イベント業務	浜松市私立幼稚園協会	R3. 7. 1	1,590,000	本業務の目的を達成するには、幼児教育についての知識を有していることや、子供や保護者との信頼関係を築けていることが望ましい。浜松市私立幼稚園協会は、各園における幼児教育の提供と、教育者としての見識と長年の経験から家庭教育を推進し、保護者等から大きな信頼を得ている。本市において、全市的に家庭教育を啓発・推進していくためには、同協会の経験と組織力を活かして実施していくことが最適であり、また他に実施可能な団体等はないことから1者特命の随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼児教育・保育課 (電話：053-457-2118)
16	浜松市事業系一般廃棄物適正処理推進業務	NTTタウンページ株式会社	R3. 9. 6	4,022,711	業務委託・賃貸借登録業者リストの業種指定に「3099 その他業務委託」が含まれる者であって、市内全事業者に近い数を把握している事業者であり、当該事業者の情報を外部機関に提供することについて事業者から同意を得ており、月ごとに当該事業者の情報を更新している者は、NTTタウンページ株式会社以外にいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部ごみ減量推進課 (電話：053-453-6229)
17	令和3年度 環境×SDGsデジタルマーケティング事業業務委託	株式会社静岡博報堂 浜松営業所	R3. 9. 1	6,000,000	本業務は、環境をテーマとする事業に係る動画をSDGsの推進と関連付けて制作し、ネット広告として配信することで、市民に環境政策の周知とSDGsの普及啓発を図ることを目的として行うものであり、広告に関する専門的な知識・技術を必要とすることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の創造性等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 (電話：053-453-6146)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
18	監視制御システム点検業務	天方産業株式会社	R3. 7. 29	14, 696, 000	当工場の監視制御システムは㈱日立製作所製のものを導入している。交換部品を確実に調達することや、焼却炉の運転計画に基づき、限られた期間内に安全かつ速やかに点検作業及び部品交換を行うこと、作業後にシステムを性能保証できるのはメーカー特約店のみである。このうち、浜松市に業務委託登録のある業者は、天方産業株式会社のみであるため一者特命とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部南清掃事業所 (電話 : 053-425-3680)
19	浜松市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金支給業務	東武トップツアーズ株式会社	R3. 9. 27	29, 661, 720	東武トップツアーズ株式会社は、現在当課で実施中の同種の事業である「浜松市新型コロナウイルス感染症対応闇連償還利子補助金交付業務」の受託者であり、事務局・コールセンター業務について精通しており、審査事務を行うにあたっての知識の蓄積と設備、人員体制等の基盤が整っていることから、契約締結後遅滞なく迅速な業務展開が可能であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2281)
20	飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金支給業務	株式会社JTB 浜松支店	R3. 9. 14	16, 915, 800	・本業務は、緊急経済対策として実施するものであり、かつ補助対象者が飲食店であることから、早急に体制を確立し事業を実施する必要があるため。 ・令和2年5月に当課にて実施した、休業協力金において、事務局、コールセンター、書類受付、書類審査等の業務の受託実績があること。 ・現在当課にて実施している「さきめしはまつ」において、9月末までの契約で事務局、コールセンター等の業務を受託中であること。 ・過去の受託実績があること、現在稼働中の事務所の転用により、10月以降速やかな事業開始が可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	産業部産業振興課 (電話 : 053-457-2285)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
21	令和3年度浜松市消防団広報活動検証等業務委託	株式会社中日アド企画	R3.9.8	1,585,100	本業務は、高度な創造性、企画力及び映像制作技術等を必要とする業務であることから、公募型プロポポーザル方式によって参加者の創造性等を審査し、当該業者が本業務に適切なものであると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 (電話 : 053-475-7523)
22	令和3年度気象測器点検業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	R3.8.18	2,794,000	当業務は消防指令管制システム構築業者であると同時に保守業者である日本電気株式会社の保守業務機器に該当するため、保守業者以外の者が点検整備を行う事は、機器保守の一貫性がなくなるうえ、障害発生時の迅速な復旧対応するためには、当該消防指令管制システムを熟知している必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局情報指令課 (電話 : 053-475-7551)
23	令和3年度 浜松市しらわき第4放課後児童会運営業務	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 浜松営業所	R3.7.1	5,187,500	現在開設している白脇小学校区3か所の放課後児童会については、全て、同業者に運営を委託している。本業務により運営を委託する「しらわき第4放課後児童会」は、待機児童解消のため、急遽、年度途中に開設することとしたため、待機児童の入会確認や入会選考を早急に進める必要がある。また、放課後児童会の運営者が複数になることによる児童及びその保護者の混乱を避け、効率的な運営に資するために既存3か所の放課後児童会と一緒に運営する必要があるため、同業者と随意契約（一者特命）を結ぶこととする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話 : 053-457-2406)
24	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田事業所	R3.9.22	1,026,000	PCB廃棄物の処理は、PCB特別措置法に基づいて国が定める「PCB廃棄物処理基本計画」によって進められている。浜松市が属するエリアで保管されている高濃度PCB含有廃棄物のうちコンデンサの処分は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の規定により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田事業所で行うことが定められているため、同業者を選定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話 : 053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
25	R 3. 10 導入 小中学校等 パソコン等機器保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R3. 9. 3	8,250,000	幼稚園、小中学校など一施設内には導入年度の異なる複数のシステムが混在し、それらが同一のネットワーク上に共存している。今回の業務を既特定役務の調達の相手方以外の者から調達し、その者が保守対象システムを調整した場合、保守対象外システムの設定が代わってしまう可能性がある。このように単なる一システムの保守だけではなく、各システム間の調整面等で著しい支障が生ずる恐れがあり、最悪の場合には保守が出来なくなるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話 : 053-457-2403)
26	R 3 導入 小中学校学習者用 タブレット等機器保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R3. 9. 3	23,769,900	小中学校には複数のリース契約による既存の機器（サーバ・プリンタ等）が混在し、同一の教育ネットワーク上で共存・相互に関連し稼働しており、それら全ての運用保守を遠鉄システムサービス㈱が一括して行っている。今回調達の学習者用タブレットについても教育ネットワーク上の既存機器と関連して稼働する必要があるため、同社以外では継続した運用保守が行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話 : 053-457-2403)
27	外国人児童生徒初期適応指導 動画制作業務	株式会社S B S プロモーション 浜松支社	R3. 8. 6	3,999,600	日本語が全く話せない、もしくは日本の学校に初めて入学する外国人児童生徒にも分かりやすく効果的に指導できる動画を作成する必要があることから、公募型プロポーザルにより広く参加者を募り企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課（教育総合支援センター） (電話 : 053-457-2428)
28	プレスクール業務委託	特定非営利活動法人浜松 日本語日本文化研究会	R3. 8. 16	1,607,595	令和4年度新入学児童のうち日本語がほとんど理解できない子供や、日本の幼児教育を受けていないか受けっていても期間が短い子供との保護者に対し、入学前に日本の学校生活や社会生活で必要な知識や日本語を身に付ける機会を提供することで、学校生活の円滑なスタートへつなげることを目的とする。公募型プロポーザルにより広く参加者を募り企画提案の内容を審査した結果、当該事業者を最適事業者と決定したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課（教育総合支援センター） (電話 : 053-457-2428)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
29	令和3年度外国語指導助手業務に関する労働者派遣契約（追加・10月分）	株式会社インラック関西東海	R3. 9. 24	3,664,732	労働者派遣契約を締結している株式会社インラック関西東海と追加で契約することにより、他の小・中学校との同等の指導が可能になること、また、人材確保の面においても迅速な対応が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課（電話：053-457-2411）
30	浜松市学校給食費・学校徴収金徴収管理システム導入業務	日本ソフトウェアマネジメント株式会社	R3. 7. 16	8,569,000	本システムは、高度なセキュリティや高い使用性・効率性を必要とすることから、公募型プロポーザル方式によって審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部健康安全課（電話：053-457-2422）
31	浜松市立可美小学校給食調理業務委託（新給食室追加分）	株式会社レパスト 東海浜松営業所	R3. 7. 16	2,257,200	平成30～33年度までは、白脇小・新津小・可美小・南部中・南陽中の5校で一括の契約を行っており、本契約については、その中の可美小の改築に関わる追加の業務を委託するため、現在可美小の業務を委託している業者と契約を締結した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部健康安全課（電話：053-457-2422）
32	名簿・投票管理システムクラウド環境移行業務	株式会社ムサシ 浜松営業所	R3. 8. 27	6,391,000	名簿・投票管理システム構築及び運用保守業務は株式会社ムサシ浜松営業所に委託している。（契約期間：H27. 12. 21～R4. 3. 31）同システムのクラウド環境への移行を円滑に実施し、移行後も現在と同様にシステムが使用できるように調整することは、開発メーカーであり、かつ運用保守を現在行っている同社でなければ提供できない業務であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局（電話：053-457-2521）
33	浜松市水道料金等調定システム機能改修業務（民法改正対応）	日本電気株式会社 浜松支店	R3. 8. 16	2,926,000	浜松市水道料金等調定システムを開発し、著作権を有する事業者でなければ対応ができないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課（電話：053-474-7812）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
34	令和3年度原委第14号大原浄水場緊急遮断弁点検業務	株式会社前澤エンジニアリングサービス 静岡出張所	R3. 8. 20	1,155,000	保守における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む）以外ではできないため、株式会社前澤エンジニアリングサービス静岡出張所との一者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
35	令和3年度原委第15号常光浄水場配水ポンプ分解点検業務	クボタ機工株式会社 中部営業所	R3. 8. 20	2,772,000	保守後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む）以外ではできないため、クボタ機工株式会社中部営業所との一者特命とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
36	令和3年度原委第16号常光浄水場配水ポンプ用電動機分解点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	R3. 8. 27	1,980,000	保守後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む）以外ではできないため、本設備の製作会社（三菱電機）より点検業務を移管されている、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社との随意契約（一者特命）とする。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 (電話：053-436-1307)
37	令和3年度 永島配水場外6施設緊急遮断弁点検業務	株式会社クボタ建設 東京支社	R3. 7. 13	1,100,000	対象機器は株式会社クボタ製の緊急遮断弁で、製品の保守点検を専属に行っているのは株式会社クボタ建設東京支社である、メーカー独自の技術力と運用の安全性、信頼性を維持担保できるのは株式会社クボタ建設東京支社のみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話：053-525-6081)
38	令和3年度 三ヶ日水源外3施設 低濃度PCB廃棄物収集運搬処分業務	株式会社太洋サービス	R3. 8. 19	2,409,000	市内及び県内業者のうち当業務の履行ができるのは株式会社太洋サービスのみであるため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 (電話：053-525-6081)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
39	令和3年度 遠方監視装置及び計装設備（一般計器）点検業務その1	誠興電機株式会社	R3.7.16	2,035,000	保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0035）
40	令和3年度 遠方監視装置及び計装設備（一般計器）点検業務その2	シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部	R3.7.16	7,150,000	保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0035）
41	令和3年度 天竜区内仕切弁等点検業務	天竜北遠上下水道協同組合	R3.9.14	3,630,000	仕切弁点検には、点検区域内の地理に精通し、効率的な点検を行うことができ、長年水管工事に携わり、現地の地下水の有無など、仕切弁や空気弁設置箇所の状況を把握している、指定工事業者で構成される天竜北遠上下水道協同組合以外では業務の遂行ができないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課（電話：053-922-0035）
42	浜松市高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人浜名医師会	R3.9.30	15,153,232	本業務は、医師資格が必須であり、雄踏地区及び舞阪地区の予防接種実施可能な医療機関でなければならない。これらの要件を満たしている団体は浜名医師会以外になく、業務の性質と目的が競争入札に適さないため、随意契約するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区健康づくり課（電話053-597-1120）
43	浜松市高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人磐周医師会	R3.9.30	30,946,380	本業務には医師免許が必要であり、各医療機関（医師）による実施が必要不可欠となるため、指名競争入札には適さない。指名業者は、区内の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区健康づくり課（電話：053-925-3142）